2021(令和3)年度 壬生野地域まちづくり協議会 臨時総会資料



日 時:2022(令和4)年2月16日(水)

19:30 ~

場所:壬生野地区市民センター

2021(令和3) 年度

壬生野地域まちづくり協議会臨時総会次第

- 1. 開会の辞
- 2. 会長挨拶
- 3. 議長選出
- 4.議 事

第1号議案 令和3年度一般会計補正予算(案)について

第2号議案 令和3年度地域絆づくり事業特別会計予算(案)について

第3号議案 壬生野地域まちづくり協議会規約改正(案)について

- 5. 議長退席
- 6. 閉会の辞

令和3年度 一般会計補正予算書(案)

(収入の部) (単位:円)

(収入(の計)						(単位:円)
費目	細	目	当初予算額(A)	補正予算額(B)	計(A+B)	摘要
1. 補助金及	び交付金		5, 084, 000	150,000	5, 234, 000	
工, 川沙亚沙	1. 市交付金		4, 604, 000	0	4, 604, 000	地域包括交付金
	(1)まちづくり協議会費		3, 248, 000	0	3, 248, 000	自治協議会活動費
	(2)まちづくり協定経費は	地域振興経費	1, 356, 000	0	1, 356, 000	自治会振興経費
	2. 市補助金		480, 000	150, 000	630, 000	獣害対策等
2. 諸収入	2. 114 1111497 375		109, 884	320, 000	429, 884	DV D / O/V /
2. на ост	1. 預金利子		884	020, 000	884	
	2. 雑収入		29,000	380, 000	409, 000	事業繰入金等
	3. 事業参加負	自担金	80,000	-60,000	20,000	視察研修等
3. 繰越金	O: 1.7K = 74H /	√1 □ Ⅲ	257, 116	0	257, 116	DE244.9115 1
	1. 繰越金		257, 116	0	257, 116	前年度繰越金
収入合計			5, 451, 000	470,000	5, 921, 000	
(支出の部)			-,,	,	-, - <u>-</u> ,	(単位:円)
	√m	П		44	⇒1 (∧ ↓ p)	1
費目	細	目	当初予算額(A)	補正予算額(B)	計(A+B)	摘要
1.事務局費			1, 285, 000	720, 000	2, 005, 000	
	1.報酬		550,000	0	550, 000	役員報酬
	2. 報償費		30, 000	0	30, 000	HP更新謝礼
	3. 旅費		20,000	0	20,000	視察研修等
	4. 需用費		450,000	30, 000	480, 000	事務用品
	5. 役務費		15,000	0	15, 000	保険料等
	6. 使用料		50,000	0	50,000	CATV使用料
	7. 委託料		10,000	0	10,000	印刷機メンテ代
	8. 積立金		100,000	200, 000	300,000	備品購入等基金
	9. 事業繰出金		60,000	90,000	150,000	地域絆づくり事業
	10. 備品購入費	1	0	400,000	400,000	
2.まちづく	り事業費(部会	活動費)	860,000	-330, 000	530, 000	
	1. 報償費		30,000	-10,000	20,000	
	2. 旅費		30,000	-10,000	20,000	
	3. 需用費		550,000	-150,000	400,000	トナー、用紙代ほか
	4. 役務費		15,000	0	15,000	手数料等
	5. 使用料		155, 000	-105, 000	50,000	自動車借上料等
	6. 原材料費		30,000	-20,000	10,000	
	7. 備品購入費	1	35, 000	-35, 000	0	
	8. 租税公課費	ŧ	10,000	0	10,000	
	9. 負担金		5,000	0	5,000	
3.まちづく	り事業費(防犯	活動費)	180,000	110, 000	290, 000	
	1. 需用費		70,000	130, 000	200, 000	
	2. 役務費		90,000	0	90,000	自動車保険料
	3. 使用料	V	20,000	-20,000	0	
4.まちづく	り事業費(防災	沽動費)	630, 000	-30, 000	600, 000	all terrals to
	1. 報償費		40,000	-40, 000	0	講師謝礼ほか
	2. 旅費		40,000	-18, 000	22, 000	研修会等参加
	3. 需用費		200, 000	-112, 000	88, 000	活動経費など
<u> </u>	4. 使用料	h	150, 000	50,000	200, 000	自動車借上料等
	5. 備品購入費	Ţ	200, 000	90, 000	290, 000	L VI A I A I A I A
5. コミュニ	ティ活動費	I dh	2, 485, 000	0	2, 485, 000	自治会振興経費
ļ	1. 山畑区活動		358, 000	0	358, 000	
ļ	2. 川東区活動		347, 000	0	347, 000	
	3. 川西区活動		302, 000	0	302, 000	
ļ	4. 西之澤区沿		255, 000	0	255, 000	
ļ	5. 希望ヶ丘区		806, 000	0	806, 000	
ļ	6. 川西青葉台		239, 000	0	239, 000	
0 7 /# -th	7. 春日丘区沿	古動費	178, 000	0	178, 000	
6. 予備費	/#-#		11,000	0	11, 000	
+111 > 31	1. 予備費		11,000	0	11,000	
支出合計			5, 451, 000	470,000	5, 921, 000	

第2号議案

支出合計

令和3年度 地域絆づくり事業特別会計予算書(案)

(収入の部) (単位:円)

()	(メンマップ 目17)							<u> </u>
費	目	細		本年度予算額(A)	削午及丁昇領 (g)	比較増減(A-B)	摘	要
1.	事業繰入	金		150, 000	0	150,000		
		1.他会	会計繰入金①	100,000	0	100,000	地域絆づく	り補助金相当分
		2.他会	計繰入金②	50,000	0	50,000	白藤滝保勝	会負担金相当分
	収入合	計		150, 000	0	150,000		

(支出の部) (単位:円) 費 細 本年度予算額(A) 予算執行額 比較増減(A-B) 目 目 (B) 摘 要 1滝山渓谷文化コンテスト事業費 150,000 150,000 0 報償費 35, 000 選者謝礼等 1. 0 35,000 需用費 消耗品費・印刷製本費 2 90,000 0 90,000 役務費 使用料 通信運搬·保険料等 3 10,000 0 10,000 5,000 4 0 5,000 使用料等 予備費 10,000 0 10,000 5.

0

150,000

150,000

壬生野地域まちづくり協議会規約改正(案)

第1章 総則

(名称及び所在地)

- 第1条 この会は、壬生野地域まちづくり協議会(以下『協議会』という)と称する。
- 2. この協議会の事務局は、伊賀市川東4539番地の4壬生野地区市民センター内に置くものとする。

(目 的)

第2条 協議会は、壬生野地域全域をコミュニティ範域と捉え、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という、市民が主役の地域コミュニティの創造を目標に掲げ、『壬生野地域まちづくり計画』(以下『地域まちづくり計画』という)を策定する。また、市民のニーズを適宜洗い出し様々な地域課題を解決していくために『地域まちづくり計画』の見直しを行い、地域住民が一体となり持続可能な『住みよいまちづくり』を実践することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため<u>『地域まちづくり計画</u>』に基づき次の事項について、協議しまちづくり事業の推進を図る。

- (1)壬生野地域の総合的施策に関する事項。
- (2)伊賀市の行政施策との協働による事業に関する事項。
- (3)地域安全、環境保全、人権啓発、健康づくり、地域福祉、産業振興、青少年育成、文化活動、地域スポーツ及び地域活性化推進事業等に関する事項。
- (4) 壬生野地域内における諸団体との連携・事業調整に関する事項。
- (5)壬生野地域まちづくり協議会事務所の管理運営に関する事項。
- (6)その他目的達成に必要な事項。

(組 織)

第4条 協議会は壬生野地域に在住若しくは在勤する者をもって組織する。

(個人情報の保護)

第5条 個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い目的以外に利用してはならない。

第2章 機 関

(機 関)

第6条 この協議会に、次の機関を置く。

- (1)総 会
- (2)運営委員会
- (3)役 員 会
- (4)部 会
- (5)公 聴 会

(総 会)

第7条 総会は、協議会の最高議決機関であって、第12条第1項に定める役員及び第13条第1項に定める全委員をもって構成する。

- 2. 定期総会は、原則として<u>年1回</u>会長が招集し、地域の総意に基づいた事業計画・事業予算・協議会規約・地域まちづくり計画等について審議するものとする。
- 3. 臨時総会は運営委員の過半数の要求があったとき、会長が臨時総会を招集しなければならない。
- 4. 総会の議長は、構成委員の中から選出する。
- 5. 総会は構成委員の3分の2以上の出席(委任状含む)により成立する。
- 6. 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、第12条第1項に定める役員及び第13条第1項に定める運営委員をもって構成する。

- 2. 運営委員会は、地域まちづくり計画の策定・変更並びにまちづくり事業の企画実践にあたる。
- 3. 運営委員会は、協議会の企画運営、地域住民への啓発並びに部会の提案事項、事業計画・予算の流用等について審議するものとする。
- 4. 運営委員会は会長が招集するものとし、必要に応じて第13条第1項に定めるまちづくり委員を加えることができるものとする。

(部 会)

第9条 部会は第13条第1項に定めるまちづくり委員及び一般公募による委員のほか各種地域活動団体と連携して構成する。尚、一般公募については市民の参画を促進するため、委員数の上限を定めず定期的に委員を募るものとする。

- 2. 部会は運営委員会の定めにより下記のとおり構成するものとし、まちづくり協議会が主催する事業の実践にあたる。
 - (1)地域安全部会
 - (2)人権•男女共同参画部会
 - (3)生活•環境保全部会
 - (4)健康福祉部会
 - (5) 産業振興・交流部会
 - (6)教育文化・スポーツ部会
 - (7)壬生野若者会議
- 3. 前項の部会を円滑に運営させるため、各部会に<u>部会長、副部会長及び書記を置く</u>。その選出方法は 互選とし、運営委員会の承認を得ることとする。

(役員会)

第 10 条 役員会は第12条第 1項に定める役員をもって構成するものとし、会長が定期的に会議を招集する。

- 2. 役員会は、まちづくり計画に基づき協議会の将来構想にかかる企画運営及び財政計画を行うとともに当該年度の事業計画及び事業予算の執行について審議するものとする。
- 3. 役員会は「住民自治協議会に関する規則」第5条(協定の締結)に基づき、「まちづくりに関する基本協定書」の内容について審議するほか、行政情報の共有を行うものとする。

(公 聴 会)

第 11 条 公聴会は、全ての市民を対象とし必要に応じて開催するものとする。但し議決権は持たないものとする。

2. 公聴会は、地域のニーズを協議会活動に反映させると同時に地域のコミュニティを活性化させることを目的とする。

《第 12 条 -- 区長会に係る項目を削除 -- 》

第3章 役員及び委員

(役 員)

第12条 協議会に次の役員を置く。

- (1)会 長 1 名
- (2)副 会 長 3 名
- (3)事務局長 1 名
- (4)事務局次長 1 名
- (5)会 計 1 名
- (6)幹 事 8 名
- 2. 役員の選出は第13条第1項の運営委員の中から選考委員が推薦し、総会の承認を得るものとする。
- 3. 幹事は壬生野地域各自治会から1名を選出することとし、区長(若しくは代表者)とする。
- 4. 協議会の運営をより円滑化するため細則に定める顧問を置くことができる。

(委員)

第 13 条 協議会に次の委員を置く。

- (1)運営委員
- (2)まちづくり委員
- (3)選考委員
- (4) 会計監査委員
- 2. 運営委員及び会計監査委員は、壬生野地域の自治会等及び地域活動を実践する各種団体等から選考委員が推薦したものとする。
- 3. まちづくり委員は、一般公募及び選考委員の推薦によるものとする。
- 4. 選考委員は副会長及び幹事とする。
- 5. 第1項の委員数については細則にこれを定める。

(役員の職務)

- 第14条 役員の職務を次のとおり定める。
 - (1)会長は、協議会を代表し会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3)事務局長は、協議会の事務全般を統括し運営委員会の連絡調整を図る。
 - (4)事務局次長は事務局長の指示により事務全般の補助にあたる。
 - (5)会計は、協議会の会計事務にあたる。
 - (6)幹事は、協議会会務の運営にあたる。

(委員の職務)

- 第15条 委員の職務を次のとおり定める。
 - (1) 運営委員は、協議会を総括的に企画運営し地域住民への啓発に努める。
 - (2)まちづくり委員は部会に属し、まちづくり事業の企画実践にあたる。
 - (3)会計監査委員は、協議会会計の監査にあたる。

(付属機関)

第 16 条 壬生野地域の安全を確保するために、地域安全部会に壬生野小学校防犯ネットワーク会議を 組織するとともに、壬生野地域まちづくり協議会青色回転灯パトロール隊を組織し児童生徒の登下校時 の見守り及び夜間の安全パトロール等を実施する。

2. 壬生野地域の超高齢化社会の到来に対処するため健康福祉部会に壬生野地域福祉ネットワーク会議を組織し、地域福祉のニーズを調査するとともに、課題解決に向けた協議を行う。

(任期)

第17条 役員及び委員の任期は定期総会から定期総会までの2年間とする。ただし再選を妨げない。

2. 任期途中において欠員が生じた場合又は増員が必要となった場合には、会長は役員会・運営委員会の議を経て後任者又は新任者を補職する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会計及び会計監査

(会計)

第18条 この協議会の経費は、補助金、諸収入及びその他の収入をもって充当する。

2. この協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第 19 条 この協議会の会計監査は、会計帳簿及び収入支出の状況を監査し、総会に報告するものとする。

附則

- 1. この規約は、平成16年1月23日から施行する。
- 2. この規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数の賛同を得なければならない。
- 3. この規約に定めのない事項については、会長は運営委員会に諮り運営委員の承認を得なければならない。

改	正	平成17年3月28日
一部	改正	平成17年6月10日
一部	改正	平成18年4月24日
一部	改正	平成21年4月25日
一部	改正	平成22年4月24日
一部	改正	平成23年4月27日
一部	改正	平成26年4月25日
一部	改正	平成30年4月20日
一部	改正	令和4年月日

2022 年度 壬生野地域まちづくり協議会運営細則

【委員選出規程】

(委員数)

第1条 規約第14条第1項の委員選出基準及び委員数については次のとおりとする。

名称	区分	選出基準	定数
(1)運営委員	幹事(選考委員)	山畑区長、川東区長	
		川西区長、西之澤区長	8名
		希望ヶ丘区長、川西青葉台区長、	0 10
	【規約 12 条1(6)】	春日丘区長、山岸会代表	
	自治会推薦による委員	山畑区 2名、川東区2名	
	(幹事の推薦)	川西区 2名、西之澤区2名	13名
		希望ヶ丘区 2 名、川西青葉台区 1名、	15 🗇
		春日丘区1名、山岸会1名	
	地域推薦による委員	壬生野小学校長、PTA 会長	
	(副会長の推薦)	消防団分団長、更生保護女性の会代表、	若干名
【規約 13 条1(1)】		民生委員代表、学識経験者など	
(2)まちづくり	(1) 地域安全部会	各地区1名(幹事の推薦)及び公募	15 名以内
委員		地域推薦(小学校長•警察官•消防団役員)	
	(2)人権•男女共同参画部会	各地区1名(幹事の推薦)及び公募	12 名以内
	(3)生活•環境保全部会	各地区1名(幹事の推薦)及び公募	12 名以内
	(4)健康福祉部会	各地区1名(幹事の推薦)及び公募	12 名以内
	(5)産業振興•交流部会	各地区1名(幹事の推薦)及び公募	12 名以内
		地域推薦(JA 東部営農経済センター職員)	
	(6)教育文化・スポーツ部会	各地区1名(幹事の推薦)及び公募	12 名以内
		地域推薦(小学校教頭・スポーツ推進委員)	
【規約 13 条1(2)】	(7)壬生野若者会議	各地区1名(幹事の推薦)及び公募	12 名以内
(3)選考委員	幹事	地区推薦委員の推薦	<u> </u>
【規約 13 条1(3)】	副会長	地域推薦委員の推薦	<u> </u>
(4)会計監査委員	地域推薦による委員		2名
【規約 13 条1(4)】	(副会長の推薦)		<u> </u>
計			110 名程度

^{*}委員の推薦(地域推薦・地区推薦)にあたっては、年齢・性別などに配慮するものとする。

(幹事)

第2条 第12項第1項(6)の幹事は、壬生野地域の区長若しくは代表者とする

(顧 問)

第3条 第12条第4項の顧問は、必要に応じ選考委員(副会長)が選考するものとする。 (選考委員)

- 第4条 第13条第1項(3)の選考委員は、同条第4項の者があたり推薦区分は次のとおりとする。
 - (1)副会長は役員、会計監査委員及び地域推薦の運営委員、まちづくり委員の選考にあたる。
 - (2) 幹事は地区推薦の運営委員、まちづくり委員及び青色回転灯パトロール委員の選考にあたる。

【会議召集規程】

(役員会)

第1条 第10条の役員会については協議内容により次のとおり区分する。

NO THE PROPERTY OF THE IMPOUNT SETTED SO YOUR COORDINATION OF THE PROPERTY OF					
区分	事項	召集範囲			
 三役会議	緊急事項の処理に関する事項	会長、副会長、事務局長			
二汉云硪	まちづくり協議会事業の企画立案	(必要に応じ顧問及び会計)			
連絡調整会議 (区長会)	 行政からの連絡・依頼事項 まちづくり協議会事業の協議及び連絡調整	会長、副会長、会計、幹事(区長) 事務局長、センター職員			
	よりフヘリ励硪云争未り励硪及り足裕嗣笠 	(必要に応じ顧問及び生涯学習支援員)			

(運営委員会)

第2条 第8条の運営委員会については協議内容により次のとおり区分する。

区分	事項	召集範囲			
企画広報会議	 広報誌の発行、まちづくり構想の企画	会長、副会長、会計、幹事(区長)			
正凹丛拟云哦		各部会部会長、事務局長			
		会長、副会長、会計、幹事(区長)			
事業推進会議	まちづくり協議会事業の運営方針協議	運営委員、各部会部会長、			
	各部会事業の情報共有、進捗状況報告	事務局長、センター職員			
		(必要に応じ顧問及び生涯学習支援員)			

【会計管理規程】

(包括交付金使途の制限)

第1条 住民自治協議会支援交付金の使途については、別途伊賀市が定める算出基準及び判定基準により支出を管理するものとする。

(旅費の支出)

第2条 旅費の支出基準は伊賀市が定める規定に準ずることとする。また、報酬支払者の市内旅費は報酬に含まれるものとする。

(拠点施設活動基金の設置)

第3条 壬生野地域まちづくり協議会における拠点整備(備品購入を含む)及び事業活動予算を平準 化するため拠点施設活動基金を設置する。

(拠点施設活動基金の運用)

第4条 この基金は、会計運用上必要と認めた場合に会長が役員会の承認を得て運用することができる。

(歳出予算の流用)

第5条 事務局長から、当協議会の事業予算に定める歳出予算各費目の流用の申出があったときは 役員会はこれを審査し、必要であると認めたときは予算を流用し配当することができるものとする。

(複写費用の徴収)

第6条 協議会が所有する複写機において、協議会及び伊賀市以外の者(壬生野地域の団体や個人)から印刷の委託があった場合は、別表の印刷費用を徴収するものとする。尚、営利を目的とするもの及び政治的、宗教的なものは受託の対象としない。

別表(第6条関係)

区分	用紙の種類	料金(片面1枚)	摘 要
焼付複写機	A4(白黒)	5円	用紙代を含む
(トナー式)	A3(白黒)	10円	*但し1原稿に付き 10 枚まで
*****	マスター紙	50円	
輪転複写機	A4(白黒)	1円	用紙代別途
(インク式)	A3(白黒)	2 円	(用紙は持込に限る)

壬生野地域まちづくり協議会規約 一部改正(新旧対照表)

IB	新
(目的) 第2条 協議会は、壬生野地域を広域的コミュニティ範域と捉え、 <u>今後5年10年後の</u> 超高齢化を見据えた「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という、市民が主役の 地域コミュニティの創造を目標に掲げ、様々な地域課題を解決していくために『壬 生野地域まちづくり見直し計画』を策定し、地域住民が一体となった『住みよいまち づくり』を実践することを目的とする。	(目的) 第2条 協議会は、壬生野地域をコミュニティ範域と捉え、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という、市民が主役の地域コミュニティの創造を目標に掲げ、『壬生野地域まちづくり計画』(以下『地域まちづくり計画』という)を策定する。また、地域のニーズを適宜洗い出し様々な地域課題を解決していくために『地域まちづくり計画』の見直しを行い、地域住民が一体となり持続可能な『住みよい】まちづくり』を実践することを目的とする。
(事業) 第3条 (3)人権啓発、生活環境、健康福祉、防犯防災、教育文化、男女共同及び地域活性化推 進事業に関する事項。 (機関)	(事業) 第3条 (3)地域安全、環境保全、人権啓発、女性活躍、健康づくり、地域福祉、産業振興、 <u>青少年育成、文化活動、地域スポーツ</u> 及び地域活性化推進事業に関する事項。 (機関)
(機関) 第6条 (1)総会 (2)運営委員会 (3)役員会	(機製) 第6条 (1)総会 (2)運営委員会 (3)役員会
(4)部会 (5)公聴会 (6)区長会 (7)編集委員会	(4)部会 (5)公聴会 (6)削除 (7)削除
(総会) 第7条 総会は,協議会の最高機関であって、第13条第1項に定める役員及び第14条第1項に定める全委員をもって構成する。 2. 定期総会は、原則として年1回(4月)会長が招集し、地域の総意に基づいた事業	(総会) 第7条 総会は,協議会の最高機関であって、第12条第1項に定める役員及び第13 条第1項に定める全委員をもって構成する。 2.定期総会は、原則として年1回会長が招集し、地域の総意に基づいた事業計画・
計画・事業予算・協議会規約・地域まちづくり計画等について審議するものとする。 (運営委員会) 第8条 運営委員会は、第13条第1項に定める役員及び第14条第1項に定める運営委員をもって構成する。 4. 運営委員会は会長が招集するものとし、必要に応じて第14条第1項に定めるまち	事業予算・協議会規約・地域まちづくり計画等について審議するものとする。 (運営委員会) 第8条 運営委員会は、第12条第1項に定める役員及び第13条第1項に定める運営委員をもって構成する。 4. 運営委員会は会長が招集するものとし、必要に応じて第13条第1項に定めるま
づくり委員を加えることができるものとする。	4. 連名安貞云は云茂が 石乗り 3 000 CC、必安に加し C第 10 未第 1頃に足切るよ ちづくり委員を加えることができるものとする。

(部会)

第9条 部会は第14条第1項に定めるまちづくり委員及び一般公募による委員の ほか各種地域活動団体と連携して構成する。尚、一般公募については市民の参画を 促進するため、委員数の上限を定めずに定期的に委員をつのるものとする。

- 2. 部会は運営委員会の定めにより下記のとおり構成するものとし、まちづくり協議 会が主催する事業の実践にあたる。
- (1) 防犯防災部会
- (2) 生活環境部会
- (3)人権同和部会
- (4) 男女共同参画部会
- (5)教育文化部会
- (6)健康福祉部会
- (7)フレッシュ壬生野部会
- 3.前項の部会を円滑に運営させるため、各部会に部長及び事務局を置く。その選出 3.前項の部会を円滑に運営させるため、各部会に部会長、副部会長及び書記を置 方法は互選とし、運営委員会の承認を得ることとする。

(役員会)

第10条 役員会は正副会長、事務局長、会計、幹事及び会長が必要と認めたもので 構成し、会長が適宜会議を招集し主宰する。

(区長会)

第12条 区長会は、千牛野地域の区長並びに第13条第1項に定める会長、副会長 及び事務局長をもって構成する。

- 2.区長会は、会長が必要に応じ招集し、会議を開催するものとする。
- 3. 前項の区長会を円滑に運営させるため、区長から区長会長を選出するものとす る。選出方法は互選とし、区長会の承認を得ることとする。
- 4.区長会は、「住民自治協議会に関する規則」第5条(協定の締結)に基づき、「まち づくりに関する基本協定書」の締結について審議するものとする。
- 5.区長会は、伊賀市が交付する地域包括交付金について、次の各号にかかげる事項 について審議するものとする。
- (1)事務経費
- (2) 連絡事務経費

(部会)

第9条 部会は第13条第1項に定めるまちづくり委員及び一般公墓による委員の ほか各種地域活動団体と連携して構成する。尚、一般公募については市民の参画 を促進するため、委員数の上限を定めずに定期的に委員をつのるものとする。

- 2. 部会は運営委員会の定めにより下記のとおり構成するものとし、まちづくり協議 会が主催する事業の実践にあたる。
- (1) 地域安全部会
- (2) 人権•男女共同参画部会
- (3)生活•環境保全部会
- (4)健康福祉部会
- (5) 産業振興・交流部会
- (6)教育文化・スポーツ部会
- (7)壬生野若者会議
- く。その選出方法は互選とし、運営委員会の承認を得ることとする。

(役員会)

第10条 役員会は第12条第1項に定める役員をもって構成するものとし、会長が 定期的に会議を招集する。

- 2.役員会は、まちづくり計画に基づき協議会の将来構想にかかる企画運営及び財 政計画を行うとともに当該年度の事業計画及び事業予算の執行について審議す るものとする。
- 3.役員会は「住民自治協議会に関する規則」第5条(協定の締結)に基づき「まちづ <りに関する基本協定書1の内容について審議するほか、行政情報の共有を行うも のとする。

削除

*以降の条項は繰り上げ

(3)報酬経費	
(4)維持管理経費	
(役員)	(役員)
第 13 条 協議会に次の役員を置く。	第12条 協議会に次の役員を置く。
(1)会 長 1 名	(1)会 長 1 名
(2)副会長 2 名	(2)副会長 2 名
(3)事務局長 1 名	(3)事務局長 1 名
(4)会計 1 名	(4)事務局次長 1 名
(5)幹事 若干名	(4)会計 1 名
	(5)幹事 8 名
2.役員の選出は第14条第1項の運営委員の中から選考委員が推薦し、総会の承認を	2.役員の選出は第13条第1項の運営委員の中から選考委員が推薦し、総会の承認
得るものとする。	を得るものとする。
3. 協議会の運営をより円滑にするため細則に定める相談役を置くことができる。	3.幹事は壬生野地域各自治会等から各1名を選出することとし、区長(若しくは代
	表者)とする。
	4.協議会の運営をより円滑にするため細則に定める顧問を置くことができる。
(委員)	(委員)
第14条	第13条
4.選考委員は壬生野地域の区長(若しくは代表者)とする	4.選考委員は副会長及び幹事とする
(役員の職務)	(役員の職務)
第15条 役員の職務を次のとおり定める。	第15条 役員の職務を次のとおり定める。
(1)会長は、協議会を代表し会務を総括する。	(1) 会長は協議会を代表し会務を総括する。
(2)副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。	(2)副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
(3)事務局長は、協議会の事務全般を総括し運営委員会の連絡調整を図る。	(3)事務局長は協議会の事務全般を総括し運営委員会の連絡調整を図る。
(4) 会計は、協議会の会計事務にあたる。	(4)事務局次長は、事務局長の指示により事務全般の補助にあたる。
(5)幹事は、協議会会務の運営にあたる。	(5)会計は、協議会の会計事務にあたる。
	(6)幹事は、協議会会務の運営にあたる。
	(付属機関)
	第16条 第16条 壬生野地域の安全を確保するために、地域安全部会に壬
	生野小学校防犯ネットワーク会議を組織するとともに、壬生野地域まちづく
	り協議会青色回転灯パトロール隊を組織し児童生徒の登下校時の見守り及
	<u>び夜間の安全パトロール等を実施する。</u>
	2. <u>壬生野地域の超高齢化社会の到来に対処するため健康福祉部会に壬</u>
	生野地域福祉ネットワーク会議を組織し、地域福祉のニーズを調査するとと
	もに、課題解決に向けた協議を行う。